多摩市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート 集計結果

実施期間: 令和7年4月9日(水)~令和7年4月30日(水)

送付 • 回答状況

送付事業者数	回答件数	回収率
5 8	3 0	51.7%
前年【67】	前年【5 1】	前年【76.1%)】

回答件数内訳 工事 4 委託 2 3 指定管理 3

※設問によって複数回答や未回答があるため、回答件数と一致しない。

以下の自由意見は、基本的にそのままの文章で掲載をしております。

(委) 委託受託事業者、(工) 工事事業者、(指) 指定管理事業者

アンケートのまとめ (分析結果)

(主な肯定的意見)

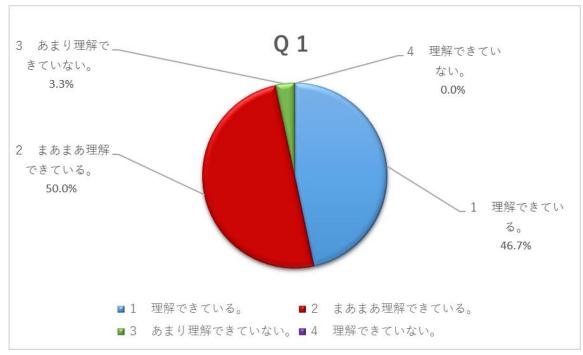
- ① (委) ダンピング防止に繋がり、労働者に適正な金額の支払いが出来ている。
- ② (工) 適正な賃金を支払う事が出来る様になったと思います。
- ③ (指)他求人より時給が高いので雇用が安定しており、長く働いていただける
- ④ (委) 労働者が最低単価を上回る賃金を得られているという安心が、生活の安定に結び付 くと考える
- ⑤ (委) 良い物を作ろう、維持管理しようと意識が向上した
- ⑥ (委) 技術力のある人材確保にはつながったと思います
- ⑦ (委) 公契約条例により、適正な請負価格が維持できた場合は徐々に地域の活性化につながっていくと思います。

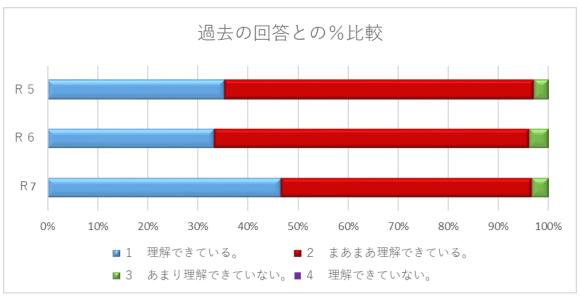
(主なその他の意見)

- ① (委) 公契約がなくても、東京都の最低賃金はかなり高額になっている。労働者の生活の 安定は、公契約に頼らなくても成果はあると感じる。
- ② (工) 労働条件の確保も生活の安定も企業側の努力と労働者の理解が必要で、公契約条件 とは結びつかない
- ③ (委)案件になってもならなくても業務に対する姿勢は変わらない。業務の質は事業者側 の業務に対する取り組み方と考える。

Q 1 公契約条例が制定され、13 年が経過しましたが、公契約条例の制度についてどれくらい理解できていると自己評価されますか。

	項目	回答数	前回	前々回
1	理解できている。	14	17	12
2	まあまあ理解できている。	15	32	21
3	あまり理解できていない。	1	2	1
4	理解できていない。	0	0	0





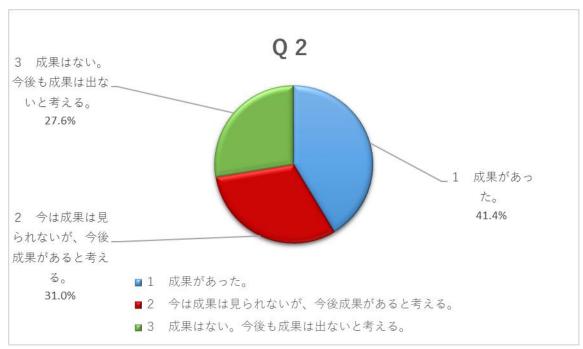
<自由意見>

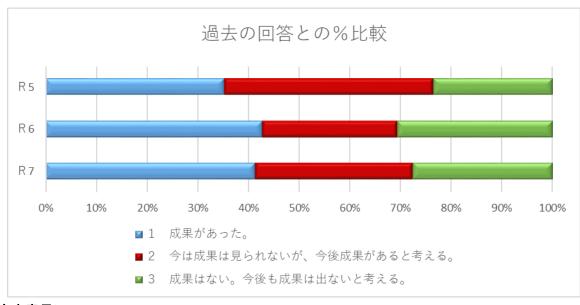
3 あまり理解できていない。

① (委) 噛み砕いた平易な内容の広報をして頂きたいと思います。

Q 2 事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する者の適正な労働条件の確保が進み、労働者の生活の安定に結びつく成果がありましたか。

	項目	回答数	前回	前々回
1	成果があった。	12	21	12
2	今は成果は見られないが、今後成果があると考える。	9	13	14
3	成果はない。今後も成果は出ないと考える。	8	15	8





<自由意見>

1 成果があった。

- ①(委)以前から成果があり、これを維持している
- ②(委) 現在、氷河期世代の方が該当している為、バブル世代との世代間格差解消に多少なり とも適正な労働条件の確保という側面において該当していると考えます。

- ③(委)適正な賃金を支払う事が出来る様になったと思います。
- ④(委) ダンピング防止に繋がり、労働者に適正な金額の支払いが出来ている。
- ⑤(委) 労働環境などの整備とともに担当業務の労務時間を計画的に管理し業務効率化を行えた。
- ⑥(委) もちろん適切な労働条件はどのような場合でも確保しなければいけませんが、公契約 条例対象案件であるということで一定の縛りがあるため、認識が強調されていると考え るので。
- ⑦(委) 多摩市公契約条例による最低賃金が東京都の最低賃金を上回っていた時期については 成果が有ったと思います。逆転が生じてからは、他自治体と水準が変わらないものと思 います。
- ⑧(工) 適正な賃金を支払う事が出来る様になったと思います。
- ⑨(指) 他求人より時給が高いので雇用が安定しており、長く働いていただける

2 今は成果は見られないが、今後成果があると考える。

- ①(委) 労務単価が変更になる毎に賃金の見直しは行っている。労働者の生活安定につながる かというのはわからない。
- ②(委) 労働者が最低単価を上回る賃金を得られているという安心が、生活の安定に結び付く と考える
- ③(委) 労働者の生活の安定にむすびつく
- ④(工) 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は公契約条例対象案件になる前から事業者が取り組んでいた内容である。しかし今後、社会情勢の変動により、労働条件の大幅な悪化等が発生した場合に、成果として発揮されるのではないかと考える。
- ⑤(指) 下限報酬額が最低賃金以上に設定されている為、ある程度の時間数で勤務する方によっては安定につながっていると感じます。

(※扶養の壁がある以上、単価が上がっても働けなくなることも少なくない為、公契約条例だけでは解決できない部分もあると感じます)

3 成果はない。今後も成果は出ないと考える。

- ①(委)案件になる前から生活の安定には結びついていると感じる。適正な労働条件の確保が 進んでも業務内容は変わらない。
- ②(委) 公契約を上回る賃金水準で運用している為
- ③(委)制度が始まる以前より、公契約労働条件を上回る待遇をしているため、この選択肢に ならざるを得ない
- ④(委) 受託している事業だけでは生活費が賄えない
- ⑤(委) 公契約がなくても、東京都の最低賃金はかなり高額になっている。労働者の生活の安 定は、公契約に頼らなくても成果はあると感じる。
- ⑥(委) 現状、採用に影響しない為

- ⑦(工) 労働条件の確保も生活の安定も企業側の努力と労働者の理解が必要で、公契約条件と は結びつかない
- ⑧(工) 公契約条例対象案件に関わらず、常に適正な労働条件を確保できるよう努めているため

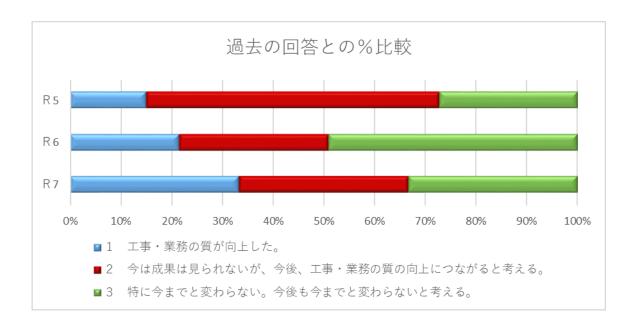
その他

①(委) 上記項目では回答しづらいです。スタッフに聞き取りをしていないので回答致しかねます。同業務でも年齢によって給与に差がつくことの不公平感はスタッフ間にあるかもしれません。

|Q3| 事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか。

	項目	回答数	前回	前々回
1	工事・業務の質が向上した。	10	11	5
2	今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると	10	15	19
	考える。			
3	特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える。	10	25	9





く自由意見>

1 工事・業務の質が向上した。

- ①(委)良い物を作ろう、維持管理しようと意識が向上した
- ②(委) 就職氷河期世代の方なので、世代間格差の解消に多少なりとも繋がっている結果、業務の質も向上していると考えます。
- ③(委) 技術力のある人材確保にはつながったと思います
- ④(委) 業務の品質向上のため、安心・確実・迅速・親切・丁寧を引き続き推進してまいります。
- ⑤(委)人員の採用・定着という点では業務の質の向上につながると思います。
- ⑥(工) 技術力のある人材確保にはつながったと思います。
- ⑦(指) 長く働く方が増え、サービスの質の向上につながっている

2 今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると考える。

- ①(委) 公契約条例の最低賃金を担保できることで、従業員のモチベーションアップにつなが るようにできればと考える
- ②(委) 今後成果があることを期待する
- ③(委)業務の質の向上につながる
- ④(委) 仕事に対する気持ちが向上し始めている様に思われる。
- ⑤(委) 公契約条例対象案件であるからという理由では業務の遂行に於いてプラスまたはマイナスの影響はないと考えるので。
- ⑥(工) 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は公契約条例対象案件になる前から事業者が取り組んでいた内容である。しかし今後、社会情勢の変動により、労働条件の大幅な悪化等が発生した場合に、成果として発揮されるのではないかと考える。

⑦(指) 労働単価が上がることで、業務への意欲が向上する方もいれば、一定の収入額まで働ければ良い方にとっては「以前よりも少ない時間数で良い」という考えもある為、どちらとも言えないと感じます。

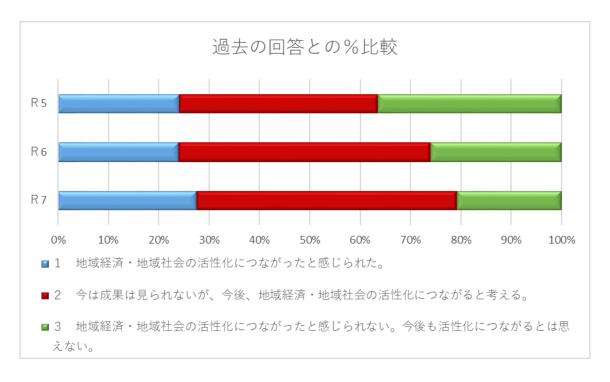
3 特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える。

- ①(委) 案件になってもならなくても業務に対する姿勢は変わらない。業務の質は事業者側の 業務に対する取り組み方と考える。
- ②(委) 人手不足の為、効果が見られない
- ③(委) 弊社の対象業務は清掃が主のため、スタッフは高齢の方が多いです。
- ④(委)業務品質の向上につながるかどうかは、判断できない
- ⑤(委) 関係なく、業務の質は向上させている
- ⑥(委) 賃金を上げただけでは質の向上にはつながらない。最低賃金が高額なので、それで十 分だと思う。
- ⑦(委)業務内容に変更がない為
- ⑧(工) 当社がかかわるすべての工事で、高品質な施工と業務の努力をしておりますので、公契約条例対象案件が、その向上につながっているとは考えない。
- ⑨(工) 公契約条例案件に関わらず、工事・業務の質の向上に努めているため

Q 4 公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、公契約条例が施行されたことで地域経済・地域 社会の活性化につながったと感じられましたか。

	項目	回答数	前回	前々回
1	地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。	8	12	8
2	今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化に	15	25	13
	つながると考える。			
3	地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後	6	13	12
	も活性化につながるとは思えない。			





1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。

- ①(委) 良い物を作ろう、維持管理しようと意識が向上した
- ②(委) 就職氷河期世代は人口が多いこともあり、活性化につながると感じます。
- ③(委)地域経済・地域社会の活性化につながった。
- ④(委) 従業員の大半は現地採用であり多摩市民であることから、地域住民の雇用・生活に対し効果がり、地域の経済や社会の活性化に効果があったと考えます。
- ⑤(指) 近隣にお住まいの方を中心に採用ができている

2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。

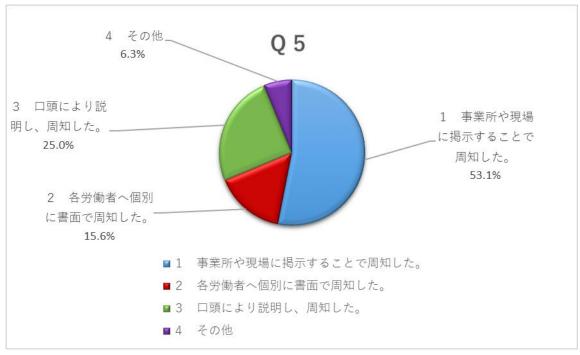
- ①(委) 市内にお住まいの方を採用するよう努めています。市内の仕事ですので、市内の方々 と完結するのが理想だと考え行っています
- ②(委) 地元密着の仕事と雇用が地域社会の活性につながる
- ③(委) 公契約条例により、適正な請負価格が維持できた場合は徐々に地域の活性化につながっていくと思います。
- ④(委)公共事業の発注件数が増えればより地域経済・社会の活性化に繋がると思う。
- ⑥(委) 現在当社で承っている業務は、地域貢献を行える業務だと推測され今後はさらに課題 を持ち取り組みたい。
- ⑦(委) 雇用の安定並びに業務の質の維持及び継続性の確保に配慮することで、活性化とまで は言えなくとも、指定管理者と公との対等、平等な関係による雇用の安定が保たれてい るのだと考える。
- ⑧(工) 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は公契約条例対象案件になる前から事業者が取り組んでいた内容である。しかし今後、社会情勢の変動により、労働条件の大幅な悪化等が発生した場合に、成果として発揮されるのではないかと考える。
- ⑨(工) 公契約条例により、適正な請負価格が維持できた場合は徐々に地域の活性化につながっていくと思います。
- ⑩(工) 工事の規模からすると地域社会の活性化とまでは言えないが、そうなるような工事案件が、でてもらいたい。

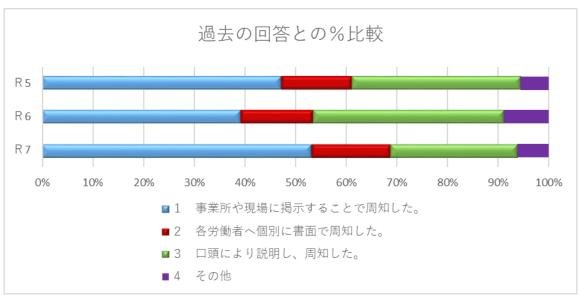
3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。

- ①(委) 具体的に感じない。
- ②(委) そんな事業規模 ではないと考えるため
- ③(委) 23 区内で勤務すれば時給 1,300 円以上の募集が多いので、地元で働く方は給与面より も勤務地の近さ、働きやすさを求めている
- ④(委) 地域経済・地域社会の活性化につながったどうかは、判断できない
- ⑤(委) 法人の賃金に影響するため、公契約に関わらない他事業も賃金を上げざるを得ず、大 きく経営を圧迫している。
- ⑥(委)業務範囲の変更がない為

Q5 公契約条例が適用される労働者等の範囲や労務報酬下限額など、労働者等へ周知すべき事項に ついて、どのような手法で周知しましたか。

	項目	回答数	前回	前々回
1	事業所や現場に掲示することで周知した。	17	22	17
2	各労働者へ個別に書面で周知した。	5	8	5
3	口頭により説明し、周知した。	8	21	12
4	その他	2	5	2



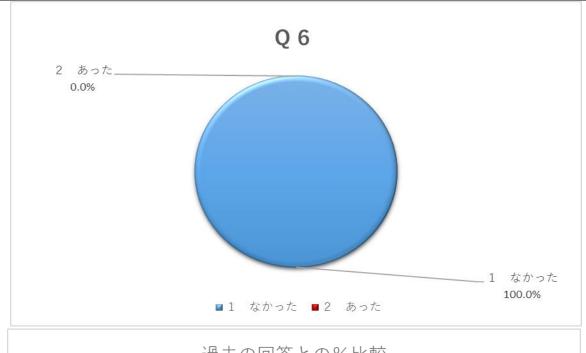


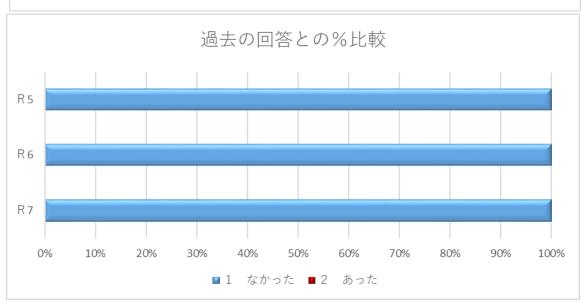
4 その他

- ①(委) 雇用契約更新時に書面を渡して説明しております。
- ②(委) 待遇が公契約条例の条件をかなり上回っており、対策の必要がなく、労働者にも不利益がないので、特に通知はしていない
- ③(委) 個別雇用契約書に含んでおり、契約更新時に該当者への説明を行っている。

Q 6 労働者等から、公契約条例に関すること(賃金・労働者の範囲等)で相談や問い合わせを 受けたことがありましたか。

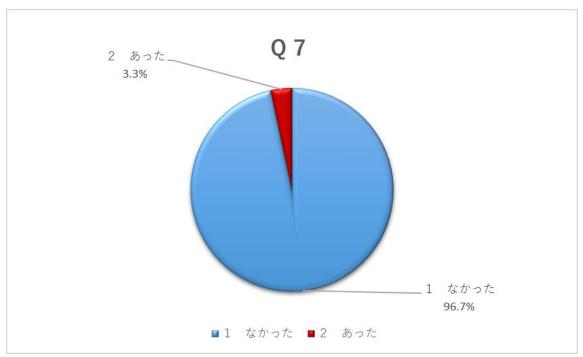
	項目	回答数	前回	前々回
1	なかった	30	51	33
2	あった	0	0	0

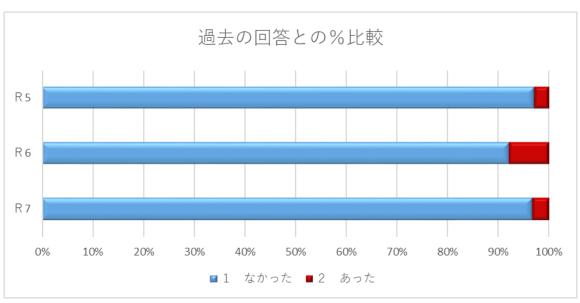




Q7 公契約労務台帳を作成し提出するにあたって、台帳の様式など、見直しが必要と考える所はありますか。

	項目	回答数	前回	前々回
1	ない	29	47	33
2	ある	1	4	1





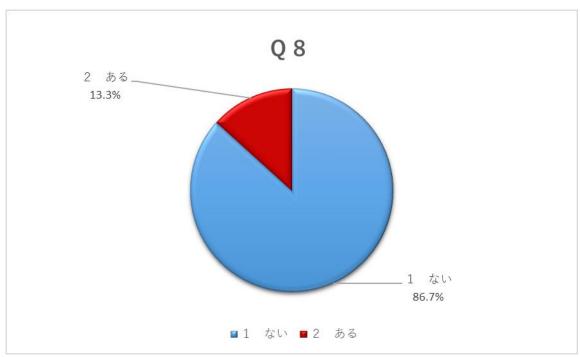
<自由意見>

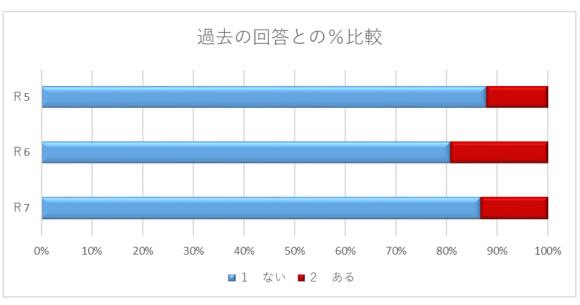
2 ある

①(委) もし賃金が下回っていた場合に判定結果が出ればありがたいです。

Q8 労務報酬下限額の設定金額や設定の考え方に関して、課題と考える点はありますか。 ※労務報酬下限額設定の考え方:工事では公共工事設計労務単価の90%以上、委託・指定 管理では生活保護水準や最低賃金を見据えた額(令和6年度は下限額1,169円以上)

	項目	回答数	前回	前々回
1	ない	26	42	29
2	ある	4	10	4



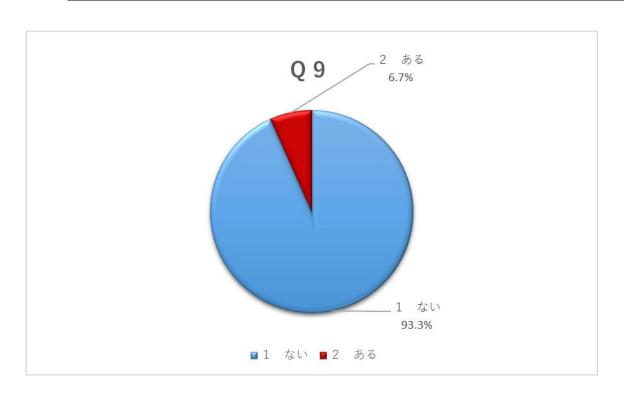


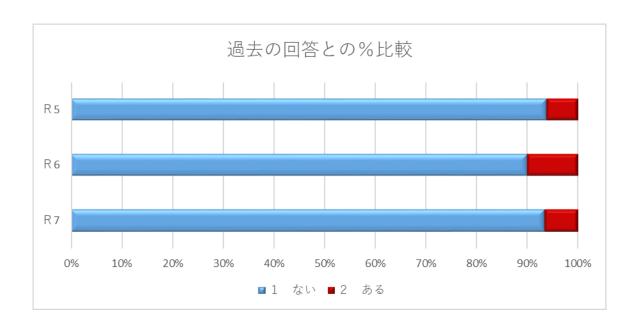
2 ある

- ①(委) 近年の政府の目標であった地域別最低賃金 全国加重平均 1,000 円以上が達成され、 新たに 2030 年半ばまでに 1,500 円を目指すという目標の下、東京都の最低賃金が想像 以上に上昇していることから対応が必要と考えます。
- ②(指) 近隣のアルバイトと比較すると時給が高く、職員の能力によって時給に差をつけたいが、最低賃金が高すぎて差をつけられない。同じ業務でも他市指定管理施設の職員と時給の差が発生してしまっており、社内で不公平となっている。
- ③(委) 予算増額が前提ですが、年齢制限を撤廃すれば効果があるかもしれません。
- ④(委) 地方と比べて東京都が高額な最低賃金であることをよく加味して下限額を設定してほ しい。

Q9 公契約条例対象事業の業務に取り組むにあたって、困っていることやわからないこと等がありますか。

	項目	回答数	前回	前々回
1	ない	28	45	30
2	ある	2	5	2





2 ある

- ①(委)賃金の上昇による経営難に陥っている。大変困っています。
- ②(工) 下請負業者の台帳の提出が遅れてしまうことが多くあるため、期限までに提出できないことが困ります。

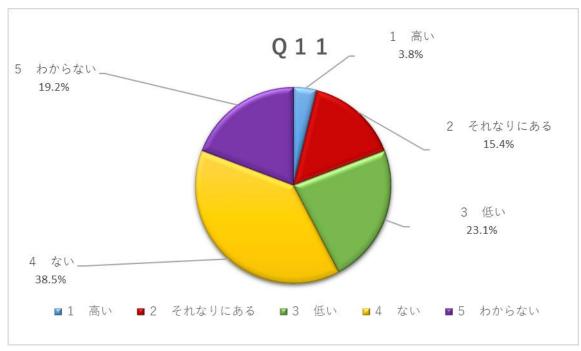
|Q 1 0| その他、多摩市公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

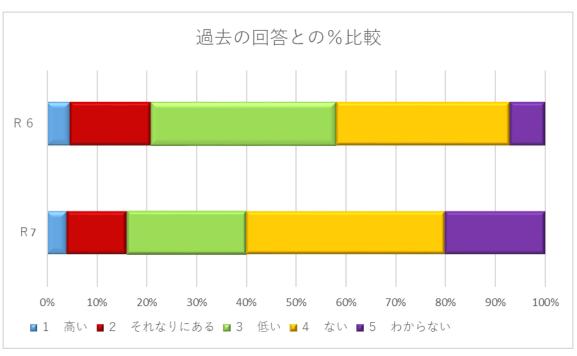
- ①(委) いつも労務台帳の提出が遅くなり申し訳ありません。 労務台帳のフォーマットはとても利用しやすいです。 市民への公契約条例の理解と共感を得ること、市と業界との意識の共有の強化が必要で しょうか・・・。
- ②(指) 指定管理者公募の際に数年間の収支予算書を提出する必要があり、数年後の時給単価が読めない状況である。収支計画の金額と実際の支給額に大きな差が出てしまい、指定管理料の収支に大きく影響してしまうため、数年間の最低賃金の計画等があればお示しいただきたい。または、指定管理者公募の際に最低時給単価を指定していただき、管理開始後に差がある場合には補填・還付等の措置をしていただきたい。

Q 1 1 6 0歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とし、労務報酬下限額の適用を受けた場合に、労働者の雇用機会が減少するおそれが生じるか、お考えをお聞かせください。

(1) 60歳以上の労働者の雇用機会減少するおそれが

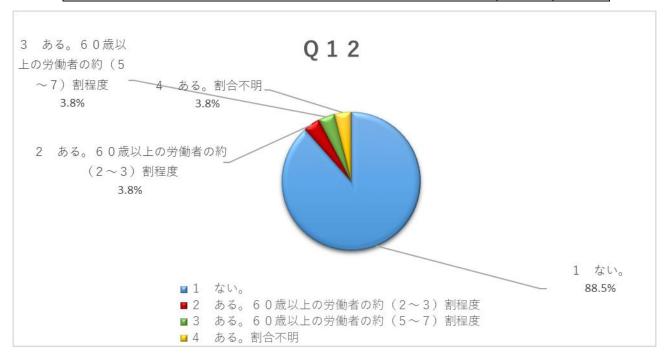
	項目	回答数	前回
1	高い((2)へ)	1	2
2	それなりにある((2)へ)	4	7
3	低い	6	16
4	ない	10	15
5	わからない	5	3

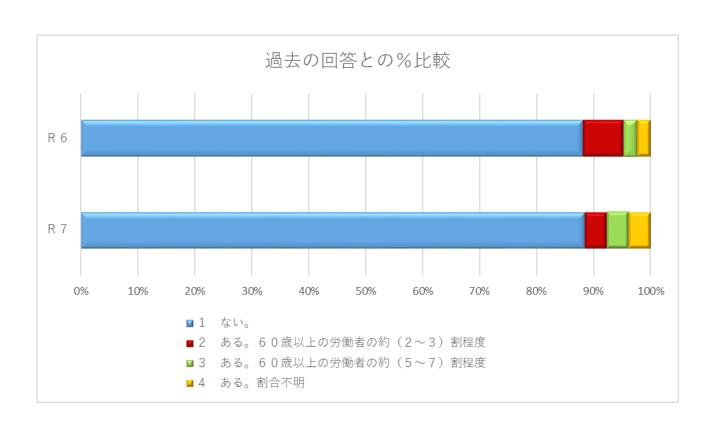




- (2) 「高い」「それなりにある」とお考えの皆さんにお伺いします。具体的にどのような問題が生じることで60歳以上の労働の雇用機会が減少してしまうかをお聞かせ下さい。
 - ①(委) 特に年金受給者の労働時間・日数など、労働量の調整要望が生じることが懸念される
 - ②(委) 同等の給与を支払うのであれば、若い方を採用する可能性が高いです。
 - ③(委) 体力的に収集の仕事はきついと思います。
 - ④(委)60歳以上の労働者も数名在籍しておりますが、身体的能力の衰えは必ず訪れます。 いわゆるシルバー人材への適用も業種により異なると思われます。 運搬業務は運転だけでは無いので、今後高齢者は採用後も問題が発生することが考えられる
 - ⑤(指)事業に対する人件費圧迫により雇用抑制せざるを得ないため
- Q 1 2 60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とする場合、60歳以上の労働者の雇用 継続が難しくなる可能性はありますか。もしも、60歳以上の労働者の雇用継続が難しくなる 可能性がある場合、60歳以上の労働者の中の何割程度について雇用継続が難しくなるでしょ うか。
 - (1) 雇用継続が難しくなる可能性が

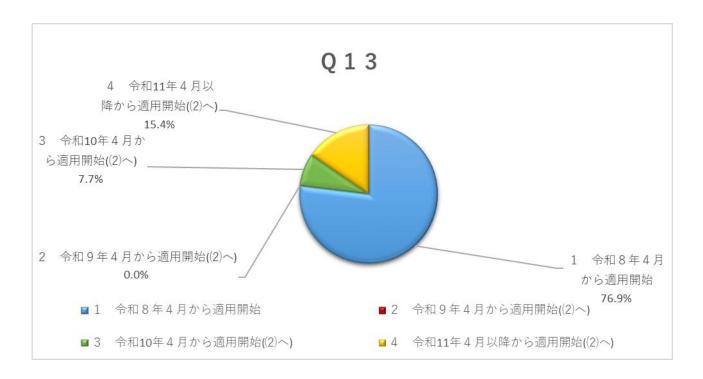
	項目	回答数	前回
1	ない。	23	37
2	ある。60歳以上の労働者の約(2~3)割程度	1	3
3	ある。60歳以上の労働者の約(5~7)割程度	1	1
4	ある。(割合不明)	1	1





Q13 60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とする場合、いつからの適用開始が望ま しいとお考えですか。

	項目	回答数
1	令和8年4月から適用開始	20
2	令和9年4月から適用開始(⑵へ)	0
3	令和 10 年 4 月 から適用開始((2)〜)	2
4	令和 11 年 4 月以降から適用開始((2)へ)	4



- (2) 令和9年4月以降に適用開始が望ましいとお考えの皆さんにお伺いします。それぞれ選択した適用開始日が望ましいと考える理由と、開始日を早めると支障になることがあればお聞かせ下さい。
 - ①(委) 現段階での60歳以上はバブル世代に該当し年金受給・最低賃金高騰に伴う労働量の減要望などに多少なりとも影響を与える可能性がある。都の最低賃金高騰の影響が大きいと感じますが、氷河期世代が60歳を超え始める6~7年後で良いと考えます。
 - ②(委) 予算をつけていただけるのであれば来年度でも可能かと思います。
 - ③(委) もともと採用難な業種でもあり、その年代の方々の体力的な問題も発生すると考え物流・ 運送業界全体で検討する問題である
 - ④(委) 少しでも適用開始を遅らせたい。
 - ⑤(委) 国の最低賃金法による最低賃金の上昇幅が大きくなっているので、その状況と照らし合わせて考えると、あと3年の施行猶予があった方が良いのではないかと考えます。
 - ⑥(指) 人件費を賄える収入見込みが現状ないため